

特別支援学級補助員の勤務条件

1 任用期間

令和8年3月31日まで

※次年度以降も任用の可能性あります。再度の任用を行う場合は、面接等を受ける必要があります。

2 勤務場所

上尾市立小・中学校

3 職務内容

特別支援学級において、学級担任の行う指導の補助や児童・生徒の支援に当たる

4 勤務日・勤務時間

週5日 1日7時間

※土曜日・日曜日・祝日、長期休業中（春・夏・冬休み）、開校記念日、県民の日、体験的学習活動等休業日等には原則勤務はありません。（夏休みは2日間プール指導のため勤務の場合あり。）ただし、校長の命により休日勤務がある場合もあります。

※勤務時間の割振りは勤務先の学校長によります。

5 賃金（令和7年度実績）

① 日 額 9,260円～

※社会保険料・雇用保険料・所得税が毎月賃金から控除されます。

② 期末・勤勉手当支給あり（週5日1日7時間勤務のみ）

② 通勤費支給あり（通勤距離等により支給）

③ 支給日 翌月21日（休業日の場合は前営業日）

6 有給休暇 あり

7 社会保険（健康保険・厚生年金保険・介護保険）・雇用保険の適用

加入あり（埼玉県教職員互助会員資格付与あり）

※長期休業中でも、社会保険料がかかります。賃金から天引きできない場合は、別途納めていただく形になりますのでご了承ください。

8 公務・通勤災害補償

公務上及び通勤途上中の災害については、労働者災害補償保険法を適用します。

本勤務条件は上尾市条例・規則等に基づくものです。